

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
 - 2 議案第44号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員会委員長報告)
 - 3 議案第45号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(経済建設常任委員会委員長報告)
 - 4 認定第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成18年度一般会計決算委員会委員長報告)
 - 5 認定第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 6 認定第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 7 認定第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 8 認定第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
 - 9 認定第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 10 認定第7号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 11 認定第8号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
 - 12 議員派遣について
 - 13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について
本日の会議に付した事件
- 1 諸般の報告
 - 2 議案第44号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員会委員長報告)
 - 3 議案第45号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(経済建設常任委員会委員長報告)
 - 4 認定第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成18年度一般会計決算委員会委員長報告)
 - 5 認定第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 6 認定第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 7 認定第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 8 認定第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
 - 9 認定第6号 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 10 認定第7号 平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 11 認定第8号 平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
 - 12 議員派遣について

13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	井川 芳 昭	2番	清 原 良 典
3番	中 島 貞 次	4番	上 山 隆 弘
5番	服 部 千 秋	6番	長谷川 原 司
7番	井 村 淳 子	8番	中 井 政 喜
9番	嶋 澤 達 也	10番	花 畑 奈知子
11番	熊 谷 直 行	12番	上 田 富 夫
13番	村 田 興 亞	14番	桜 井 公 晴
15番	橋 本 恭 子	16番	北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	藤 井 仁 美		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	圓 尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

(開議 午前10時00分)

議長(北川嘉明) 太子町議会定例会第5日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 諸般の報告

議長(北川嘉明) 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成19年度7月分及び8月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたから、ご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報

告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第44号 政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(北川嘉明) 日程第2、議案第44号政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

服部千秋議員 失礼いたします。

委員会報告書を読み上げ、ご報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下

記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第44号。付託年月日、平成19年9月14日。件名、政治倫理の確立のための町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年9月21日（金）午前10時0分から午後3時30分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

なお、上田委員から本会議で討論を行うので、委員会での討論は留保するのご発言がありました。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（北川嘉明） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 委員会で意見を述べると、討論をやるということをお願いしておりましたが、後の認定第1号の平成18年度の一般会計のところと関連しますので、今回のこの件については撤回します。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（北川嘉明） 挙手全員です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午前10時05分）

（再開 午前11時10分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 議案第45号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議長（北川嘉明） 日程第3、議案第45号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員。

長谷川原司議員 報告書を読ませていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第45号。付託年月日、平成19年9月14日。件名、太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年9月20日（木）午前10時から午後8時20分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

議長（北川嘉明） 以上で経済建設常任委

員会委員長長谷川原司議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対の方、9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 今回のこの件につきまして、反対討論をいたしますが、委員会でもいろいろと審査しておりましたが、その中で私も委員会に入っておる一員で、その中に質疑の中にもここに書いてあるとおりでありますが、やはり水道料金の値上げの方法、提案書等を見ましても、どうしても一住民としても理解できません。なおかつ水道事業所等は企業会計であります。その会計の中身を見ましても非常に企業努力は足りない。

まず、一例として人件費等でも一人頭平均しましても850万円から900万円の数字が出ております。そういうことを考えれば、一般住民の所得そのものにも200万円以下の方が、所得ですよ、60%もある中でそれが企業としての企業努力かどうか、これは疑わしいものがあります。

なお、この件につきまして、一般住民の方にいろいろと尋ねましたところ、いや尋ねるといふよりこういうことあるですよと報告した中でも、報告を教えてくださいということの本会議でも尋ねておりますが、私にとっては住民にとってどういうふうに説明したらいいか十分に理解できません。よって、住民の方に一応話をしましても、とてもやないが新聞紙上、またマスコミでいろいろなものが物価が上がるということこれから行われようとしております、国全体としても、ましてガソリン代も値上げをするということがもう報道されております。ということは、人間生活にとって一番大事な水、この問題について

今現在より大体3割弱値上げということは、非常に一般住民にとっては生活困難がきわまりないということを想像いたします。その点について、住民の代表として議員としてこの議案に対しては反対します。

議長(北川嘉明) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

4番上山隆弘議員。

上山隆弘議員 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の認定について、賛成討論を行います。

水道は、住民の生活にとって最も基礎的なサービスであり、料金は安いほどよいと考えられがちであります。私的に消費されるサービスは受益者の負担とすることが公平であり、水道事業の能率的経営、資源の適正配分等から欠かせない要件であります。水はただではありません。水を供給するために経費をかけているので、それに見合う料金を支払ってくださいという要求は、住民に対して啓発し、理解を得ることは行政として大切であり、考え方として先決なことであると考えます。

全国の市町では、水道料金は公共料金であるからと公共性を重視する余りに、できる限り低料金が望ましいとされた結果、水道企業財政を圧迫し、必然的にサービス水準の低下を招き、かえって利用者には不便をかけてしまうこともしばしばございました。確かに住民に対し負担をかけることは政治的にはつらい判断でもあります。

さて、太子町においては26年間にわたり料金の変更はなされていません。某大手企業の存在はさまざまな影響を与えておりました。水道においてもそうです。社会状況の変化の中、企業状況からの使用水量の低下は改めて感じるどころです。また、監査委員の水道事業会計の決算審査意見の中にも大型工場云々がございますが、それは町民も知るところでございます。

17年度、18年度を比較しますと、年間総配水量の減のうち、約79%が某企業の使用減の

部分であり、いかに使用量の減において影響を与えているか確認できることです。今後の期待というのも経験や社会背景から行政として果たして企業に頼っていく考えで進めることが正しいとも思いません。

現状に目を向けますと、不良債務として流動資産から流動負債を引いた額は5億1,905万9,908円であり、経営状態は良好にも見え、まだ大丈夫という見方もありますが、すべてを足らず分に充てることは不可能と考えますし、年間営業収益からの欠損金は約30%、損益計算書からの営業収益対営業費用比率はほぼ100%ですが、間もなく切りつつあります。これは、企業経営悪化の兆しの一つとも言えますし、このまま使用水量が低下していけば当年度ごとの純利益は上がりにくくなります。今後の控えている計画の進行を安全、安心の水の供給のための準備としても単独運営を町が行っていただける準備のためにも事前に処置することは必要かと考えます。

また、県より買っている水の価格が高いというのは事実であり、今後県もご存じのように苦しい状況の中での行政運営を強いられております。その点はどうかとらえるかということとは大きな課題ではありますが、当面は協力関係という言葉を使いますが、残念ながら維持しなくてはいけないところであろうと感じます。

職員配置については11人として計算をいたしますと、職員1人当たりの配水量は48万1,947立方メートル、職員1人当たりの現在給水人口は3,052人、職員1人当たりの営業収益は4,025万6,730円と比較的努力しているとも言えると感じます。ただ、すべてを認めるわけではなく、委員会での担当者の答弁からの状況管理については民間的視点から見ますと甘いと言わざるを得ない点が目立ちました。これは、住民に対しても根拠的なものを理解してもらえない形につながる点がございます。金額を上げる以上、より厳しい視点を理解し、取り組みを引き締めていく必要があります。より適切な運営を行うために、改良

点も感じます。

委員会でも発言いたしました。より厳しい徹底した徴収体制を確立すること、企業についての対応としての状況を見ながらの、また政治的ななかかわりの中からの関係についての努力、住民に水を飲んでいただくための営業努力、早急な無収水量の対応、県、西播磨との関係を含む、民間委託も含めた行政改革にかかわる検討、常に適正金額とはどういうことなのかを見詰めながらの柔軟な考え方と対応、最近の電気代、交通料なども夜間は安くしたり、受益者、またそれを取り囲む状況などを研究し、なおかつ営業が安定的にできる方法で努力をしております。見習う点は見習い、持続的、継続的に努力を求めるところです。

このあたりは町長も当然取り組むこととして委員会の中で発言、約束いただきましたところでございます。そのあたりも含め、分権が住民にも影響を与えることの実が自主自立の太子町の歩みにつながっていることと期待をして、賛成といたします。

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 水道事業給水条例につきまして、反対討論を行います。

先ほど、賛否の意見がそれぞれ述べられたわけでありますが、私は先ほどの討論の中でも出ておりますようなことについて、これまで水道事業がどういうふうに進んできたかを振り返ってみますと、第1次、第2次それぞれの拡張工事は東芝に対する措置、もちろん人口等に対応する措置でもありました。しかし、多大の費用をかけて拡張工事を行ってきたこと、そのことが大企業としての社会的責任にもまつわることは再三本席で指摘をしまいいりましたし、過去の段階でも第2次の拡張工事においてもその主張をしまいいりました。当然、それらのものについては大量使用者として、また工場存続、発展、そういうものにもかかわってくることでありますから、企

業に責任を持って対応することを求めてきたところであります。

それらのことも今回も当然のことがあると思うんですけども、現状は分析は先ほどの討論にありましたように大幅減であります。そういう中での収益的収支の変動が起こっていることは事実でありますけれども、私はこれまでも言ってきたまいりましたように、水道経営の問題点というのは、1つには下水道管の布設にあわせて上水道管も埋設がえを行ったわけではありますが、これまでの本席での審議でも主張してまいりましたように、工事請負が指名競争入札でほとんどが90%以上の落札になっておると、そういうことの中には、昨日も問題にしようとしたんですが、時間もありませんでした。それは特定建設業、一般建設業の許可業者が丸投げの問題もここで言ってきたまいりました。そういうことの中で、高値落札契約で工事代金が高額になり、これまでの経営を一定圧迫をする、こういう形になってきていること。

それから、昨年稼働を始めましたクリプト対策の膜処理につきましてもさきにも言いましたように、19年度に対応しておれば紫外線照射も採用することができた、ということも含めてみますと経費はさらに圧縮できる、縮減できるということでもあります。

また、先ほどのように工場用については水需要があり、県水と同じような形を町も当然東芝に対して対応をしていくべきだと、それが一つの地域における大企業の社会的責任であると、これは繰り返し言うてきたことではありますが、このことに対してははっきりとさせるという固定費の責任を明確にするというぐらいのことがなければならぬ。それによって、また経営は大きく変わってまいります。

さらに、県営水道からは先ほどの討論ではつき合っているということもありましたけれども、県営水道から年間買っているものが160円で買って80円で売りますから年々4,000万円の赤字が出て当たり前です。しか

し、太子町は工場用の水の需要が少なくなりますと、水源場は大丈夫でありますから、これらのことについては県にお断りをすると、県は県の責任において会計運営をなさいと。やはり自立する以上は、それぞれの自治体が背に腹はかえられない立場をとるべきだと、こういうことで対応した、またこれが今の収益的収支に大きくかかわってくるわけですから、そのことの対応も必要であります。

同時に、徴収をすべき料金を徴収していない、こういうことについても全面的に責任を持って対応すればいいわけです。本年度の決算でも161万円が不納欠損等になっているわけですから、その責任は持っていけないと納める者と納めない者との不公平が生じてまいります。それは許されないことでもあります。

さらに、本水道事業の18年度決算を見ても一般企業の内部留保に当たる資金を見ても6億2,600万円ございます。これらを一般的には公共事業の場合は補てん財源と言っているわけですから、この補てん財源で累積赤字も十分解消することができるとあります。

さらに、事業面で触れておきますと、送配水管等のほとんどが改良が済んでおりますので、今後の投資は少なくて済んでまいります。と同時に、先ほども人件費等のことがございましたけれども、人件費にかかる職員の配置も今統合しているわけですから、十分考えていけば経費の節減とさらには経営の合理化、そういうことによって大きく変えることができるものと考えております。それらをやっていくことによって料金を引き上げる必要はなくなります。本当に安全な水を安定して安価で供給するという公共事業、水道事業の使命を、この際果たして住民に負担をかけることのないようにすべきであります。万々必要な場合は、逡増方式をより徹底させる、そして一般の水需要は使っている方々には負担をかけない、こういうふうな形で対応すべきであることを述べまして……。

もとへもう一つ、無収水量に対して今意見

がございました。委員会審査の中でもいろいろ言っているようですが、これらは公共性の関係で無収に配慮をしているわけですから、一般会計の措置がここにあってもいい問題でありますので、これらを繰り入れることによっても経営の支援ができるわけであり

ます。と同時に、委員会審査報告を見てまいりますと、肝心なことは先送りされたり、解明されていないのがあり、質疑の段階をそれぞれ見てみましても、これだったら反対してんかなと思ったら最後には賛成多数になつとる、不思議やなとこの委員会報告見ても思いません。

そういうようなことでは、すべてを解明して、そして今後のあり方を整理をして初めて賛否の態度がとれるんでないかなと思いますが、どうもそれが抜けているようでございます。また、当局の説明も足りないと思いません。そういうようなことでは無責任だと考えます。そういう意見を述べまして水道事業給水条例に対しまして、反対討論といたします。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

議長（北川嘉明） ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番中

島貞次議員、4番上山隆弘議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（北川嘉明） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

議長（北川嘉明） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

議長（北川嘉明） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

3番中島貞次議員、4番上山隆弘議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

議長（北川嘉明） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 9票、反対 6票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

**賛成者** 中島貞次議員、上山隆弘議員、長谷川原司議員、井村淳子議員、中井政

喜議員、花畑奈知子議員、熊谷直行議員、村田興亞議員、橋本恭子議員  
**反対者** 井川芳昭議員、清原良典議員、服部千秋議員、嶋澤達也議員、上田富夫議員、桜井公晴議員

~~~~~  
日程第4 認定第1号 平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

議長（北川嘉明） 日程第4、認定第1号平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、平成18年度一般会計決算委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成18年度一般会計決算委員会委員長桜井公晴議員。

桜井公晴議員 ただいま上程されました平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、平成18年度一般会計決算委員会の審査報告をいたします。審査をいたしました日と時間は19年9月26日午前10時から5時1分。それから、9月27日第2日、午前10時から4時50分、9月28日10時から5時1分、10月1日、10時から5時5分。10月2日、10時から5時48分。10月3日、1時30分から8時52分。10月4日、10時から6時33分まで。こういうふうに日程を延長して審査を行いました。そのために議員の皆さんには審査報告が届くのが遅くなり、昨晚という形になりましたことを委員会審査の経過から十分熟読の上、対応していただくには大変ご迷惑をおかけいたしました。また、このことによって他の配付資料についてもそういうことになってしまいましたので、ここでおわびして報告をさせていただきます。

また、全体的には予定を超えましたんですから、当局の側にも一定の支障が生じたと思いますが、全体的には決算認定に係る必要な審査でございました。そのために日程を要しましたので、報告をしておきます。

3つ目に、審査経過及び結果についてであります。審査経過については別紙のとおりであります。さらに、審査の結果は賛成多数で認定すべきものと決しております。

会議録につきましては、これだけの日程を要し、休憩を挟んでいるとはいえ、一定のボリュームになってまいりますので、後日希望者に配付をいたします。また、希望者については事務局の方に申し出ていただきたいと思っております。

本件の審査につきましては、先ほども報告いたしましたように、通常ですと本決算委員会では繰出金ということで、その繰出金が適正に、また内容的にも有効、効果的に使われていたかどうか、基本的にはそういうことをございしましたが、後ほど上程をされます下水道会計との絡みで下水道跡舗装復旧工事に下水道管並びに上水道管のやり直し、いわゆる布設がえにかけた費用が全く見えなくなると、こういうようなことも経過にございまして、それらの資料を要求したりして時間がかかりかかりました。そういう結果だけの申し開きをしているわけではありませんが、実際にはそういうようなことで時間を要したことをあえてご報告をさせていただいて、審査報告書を読み上げて、報告にかえたいと思っております。

報告書の次のページで、平成18年度一般会計決算委員会審査報告書。

1、審査に当たって。(1)付託案件の平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての審査に当たりましては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料（別添）の提出を求めるとともに、審査の過程でも追加資料の提出と説明を受け、慎重に審査いたしました。(2)補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求めました。(3)審査の前に各課長から決算年度における効果と反省点並びに今後の課題と取り組み等について補足説明を求め、その説明を含めて審査をいたしました。

2番目に審査の経過、前述のとおり審査

日程に基づき審査をいたしました。審査の詳細な経過等は先ほど言いましたように委員会会議録によりますので、よろしくお願ひしたいと思います。行財政運営の基本姿勢は、「入りをはかり、出るを制する」を実効あるものにし、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めることである。これを主眼に審査し、本会議の質疑及び委員会審査を通じて次のことを附帯意見としてまとめて附帯意見を決定いたしました。

3つ目、審査意見、歳入につきまして。その(1)町税等の収納率は前年度よりわずかに向上した。収税管理課の効果とも思われるが、引き続き納税義務者等の実態把握を行い、収入未済と不納欠損にならないように徴収に万全を期すこと。(2)税等の納付方法については口座振替の推進に努め、将来方向としてコンビニ納付も導入すること。(3)交付税等については年々減少傾向である。権限の移譲と財源保障、地方自治の確立と振興の面から削減に反対し、必要額の安定確保を要求すること。(4)公共料金等(住宅建設資金等貸付金、保育料、教育費負担金等)の未収については、放置することなく適正な徴収に努めること。

歳出について。

歳出の各款共通事項について。負担金補助金及び交付金について。負担金、補助金、交付金の目的、効果等を精査し、不用なもの及び成果が期待できないものについては整理すること。町内団体等について、予算で措置している補助等は目的と効果を精査し、一定の基準を定めて対応すること。組織の創設、維持、運営等を目的とするものにあつては、期間を定め自立を促すこと。また、事務事業の支援を目的とするものについては、成果等を検証し継続的なものと期限つきのものに分けて対応すること。補助金等の規程を設けているものについては、設置目的に基づき事務事業の進捗状況と成果等を検証し、必要な措置を講ずること。庁用備品や消耗品等の調達については、町内調達を基本に透明性と公

平性、競争性を確保し、経費の節減に努めること。備品等の管理については、備品台帳に基づく管理を徹底すること。委託料、工事請負費について。委託料については、委託の効果、効率を考慮し、外部委託に頼らず内部で対応可能なものについては積極的に内部対応に努め、経費を節減すること。委託、工事請負に係る入札契約等については、あり方を検証し、地方自治法、町財務規則に基づき、一般競争入札を徹底して経費等の節減に努めること。委託料では、二、三社による見積もりでの随意契約が多過ぎます。入札による公平な執行が必要であります。広域行政について、サービスの維持向上を図り、負担の軽減と事務事業の効率化を図ること。公債費比率や経常収支比率等の改善を図り、財政健全化に努めること。国及び県の改革の方向、内容、制度等の確認、理解に努め、町行政に生かすこと。すべての行政事務事業には、危機意識をもって対応すること。AEDの設置場所を一般の人にも分かるようにし、引き続き使える人も増やすこと。

歳出の各款の決算につきまして。総務費。電算機器250台を活用することは、単に事務効率を図るだけでなく経費の節減や待ち時間等の短縮等により、直接住民サービスに生かすこと。各種職員研修の成果を全職員が共有できるようにすること。嘱託員制度を検証し、自治会活動助成の拡充等で対応すること。公用車の管理は適切に行い、車両の更新時にはリースを含め最良の方法を選択すること。公金管理については、安全かつ有利な運用に努めること。情報の公開については、可能なすべての情報提供に努めること。住民参加の機会の向上について、情報を公開し住民の自治に対する意識の向上につながるよう、継続して対応すること。安心、安全なまちづくりのため、交通、防犯、災害対策等に万全を期すること。住民に分かりやすい情報提供に努めるとともに、ホームページの充実を図ること。文化会館「紅花」の後を早急に活用すること。機器、車両等の購入、リースにつ

いては、その条件を精査し、リース終了後の買い取りも含めて有利に対応すること。行政としてあらゆる不正行為の防止を図るため、警察、県、その他の団体と連携をして対応をし、行動すること。

民生費につきまして。太田東幼稚園跡地の子育て学習センター児童館の地域利用バランスを考えた運営に努めること。障害者自立支援制度により対象者のサービスの低下や応益負担の見直しに努めること。介護保険制度について、だれでもが負担等を心配することなく、安心して介護が受けられるように改善すること。介護保険の関係については、保険制度の周知徹底と実態把握に努め、介護保険適用者には申請を促し、介護予防に努めること。

次に、衛生費。各種の健診（検診）については、内容と機会を拡充し、健診（検診）率を高め、健康の維持、疾病の早期発見、早期治療に努めること。ごみの収集、運搬経路等を工夫し、経費等の節減に努めること。上太田瓦れき処分場は、処理能力を考慮した搬入、搬出計画を定め、適切な運用を図ること。また、借地によらず町有地の利用を検討すること。狂犬病予防注射率の向上に努めること。乳幼児健診において、ブックスタートを推進すること。

労働費。シルバー人材センターの支援を拡充し、求人等の情報を提供して、就労の機会拡充に努めること。

農林水産業費。地域経済活性化の一環として地産地消のための施策を拡充すること。特産品については、原材料も地域での生産、供給に努め、生産と販売を支援すること。里道、かんがい水路等の整備については、事業主体を支援する施策を講じること。緑化推進を図るため、自主的な緑化活動を支援し、補助金の適切な運用を行うこと。

商工費。商工会等との連携を密にし、同会の組織率を高め、商工業の発展と活性化に努めること。

土木費。生活道路の拡幅整備を促進する

こと。認定外の里道等の整備、促進に努めること。下水道の水洗化率を高め、住民負担の軽減と会計の健全化に努めること。前処理場のあり方を検証、整理し、一般会計からの繰り出しを抑制すること。治山治水は行政の使命、特にミニ開発等により排水機能が麻痺、低下することがないように自治会等と連携し、開発者等を指導、協力を得て排水等の機能確保に努めること。町営住宅の効率的な運用を図るため、積極的な募集を行うこと。入札参加業者が特定建設業の許可業者か、一般建設業の許可業者かに注意を払い、下請使用を厳格に行うこと。道路占用料は、近隣と同様に改正し、徴収すること。

消防費。自主防災組織の活動を支援し、機能確保に努めること。

教育費。スクールバスの運行には安全対策に万全を期すこと。学童保育の対象年齢の引き上げに努めること。幼稚園教諭の保育士資格取得を支援し、幼保一元化に努めること。学校給食について、センター方式に限定せず、デリバリー方式などのメリット、デメリットを調査、検討し、給食のあり方を見直すこと。移動図書館については、引き続き利用者の要望にこたえ、内容の充実を図ること。若者世代の育成を行政課題とし、組織を超えて対応すること。図書館を乳幼児が安心して利用できるよう、環境づくりに努めること。歴史資料館の企画展示の充実と来館者を増加させる対策に努めること。学校図書館を充実させること。

以上、報告の朗読をいたしまして、決算委員会の報告といたします。

議長（北川嘉明） 以上で平成18年度一般会計決算委員会委員長桜井公晴議員の報告は終わりました。

この際、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時53分）

（再開 午後1時00分）

議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

2番清原良典議員。

清原良典議員 18年度一般会計より繰り出されました中より行われました事業において、業法違反を犯した業者が特に優遇されたと見られかねない事業が目につきます。そして、このような法律違反行為が未然に防がれるように私は思案の末に平成18年3月に八幡副町長並びに北川議員に訴え、いわば告発をさせていただきました。そのようなことについて、今本会議内において質疑を繰り返してきたわけですが、明確な答弁はいただいております。なおかつ審査を続けていく中で委託金、また執行されました事業において不明朗な不審点が多々見られました。

そのような中で、決算委員全員が十分に納得できていないとも思われる状況の中において、認定に至った経緯を反省すべき行為として訴えさせていただき、反対の討論とさせていただきます。

議長(北川嘉明) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

4番上山隆弘議員。

上山隆弘議員 決算の認定について、賛成の討論をさせていただきます。

町長が申されます抑えた内容の財政運営、そして行財政の改革を最重要課題として運営を行う中で、効果額として見込みを1億1,907万円を超え4億760万円の効果を出していることは、改革の中、課題点、また過去からの伴う課題もまだあるとは感じますが、全国的に自治体が過去からの国の方針からの転換期とも言える時期を迎え、きょうまでの自治体計画の振興に対して努力を行おうとして

いる形には評価をしたいと考えます。

その中で、私の批判は建設的な批判にとらえていただきたいですが、改革のもう一面として住民サイド側との交わり方の充実、一方通行にならぬための努力、行政体が苦手とするもっとオープンな形でのアカウントビリティーと情報公開の工夫、行政が行うサービスと自治体が抑える状況に対しての住民への理解、そのあたりは改革の中でもっと検討を進めていただきたいと感じる点がございます。

今回の決算は、内容的には確かにひっかかる点もあり、各担当課においても取り組みの姿勢としての工夫はまだあると感じる部分もございます。過去からの議会の審査意見についても、まだ至っていない点が幾つか目についております。内容的には認定外の状況ではないと、しかし考えます。

今後の太子町の自主自立の運営に対しても、私は決算において一番としている点は、次年度以降の改革策を掘り起こし、次年度以降の対策や反省点、問題点を探し出すことで、そこには我々としましては住民の声や願いが背景にあり、議員としての役割を果たさなくてはいけないと考えております。そういった意味で、自主自立の運営に対し、改革への前進に対して期待も込め、賛成とさせていただきます。

議長(北川嘉明) 原案反対の方の発言を許します。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 まず、この決算認定について、反対の討論をいたします。

本当に決算委員会のメンバーの方が長時間審査されたことにご苦労さまでした。その中で、何時間か委員外議員と出席をさせていただいて、いろいろ審査の経過、また質問等もさせていただきましたが、基本的に「入るをはかって、出るを制する」ということわざがでございます。これはもう神代の昔から言われていることでございます。ただ、その審査の中で出席させていただいた中で、「入る」の方、余りにも微々たる数字のことを重箱の隅

をつつくんではございませんが、環境センターの跡地利用、森興業にガレージとして貸しているという財政課長からの答弁がありました。その金額そのものをどなたが、一般住民が見ても金額的には余りにも安過ぎる、そういう答弁の中で、やはり「入るをはかる」、少しでも収入を得るとというのが財政運営に対して一番大事なことである。その中で「出るを制する」。そういう面で見ましたら、先ほど清原議員の反対討論の中にもありましたが、工事費等で非常に不明朗な、質問してもなかなか明快な答弁も得られなかった実例もございます。やはり、その不明朗な会計等が全部とは言いません、一部であれば議員として何とか明らかにしてもらいたいというのは議員の務めであります。よって、細かいことは省略させていただいて、今回の一般会計については反対とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 認定第1号平成18年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

そもそも、地方自治とは議員必携にもあるとおり、地方のことをみずから治めることを意味し、国から独立して一定の地域を住民の意思に基づいてその事務を処理することをいうとあります。しかし、いかに制度や組織が整備されようとも、それを運用する者の心がけがなければ制度は生きてこないと思います。

さらに、すべての公務員は全体の奉仕者であり、一部の奉仕者ではないと、この規定では議員という公職に身を置く者の心構えの基本として言い切っております。それは、まことに議員としては厳粛に受けとめるべきものと思っております。

今回の異例とも言える長時間の審査に当た

られた皆さんは大変なご苦労だったとは思いますが、私は審査に当たって、最も効率的かつ適正に行われたかと問えば努力は不十分だったと申し上げたいと思います。それは、特に当局に言えることで、みずからが1年間予算を執行してきたのだから、もっと素直にスピーディーに情報を開示し、委員会の運営に積極的に協力すべきであったと思います。

町長は、平成18年度の施政方針の中で、私は、改めてこの町にずっと住み続けたいというような実感を町民の皆様が持たれるようなまちづくりを進めていくことが大切なことだと言われました。私は、非常に大事なことで最もだと共感いたしました。結果、一般会計で160億円余りの金を使った成果が町民の税の負担は重くなり、水道代は3割以上高くなる。そして、各種住民サービスは財政圧迫のためと称して著しく悪くなっております。財政は少しも悪くありません。健全財政であります。ただ、言えるのは無駄遣いが目に余るだけあります。ごみの収集運搬の経費にいたしましても、なぜ太子町がたつの市の1.5倍、1トンにつき6,000円も多く町民が負担しなければならないのか明確な説明もできていないではありませんか。こんなことが続いたら合併した方がよかったとの声が上がるとのではないかと危惧の念を抱くのは私だけではないと思います。

さらに、最も許せないのは一部職員の態度であります。おはようさん、こんにち、ご苦労さん、こんなあいさつがはっきりと明るい声で言えない職員が多過ぎます。私は、数字の中身も大切ですが、もっとあったかいほのぼのとしたまちづくりの……、町長がいみじくも言われた住み続けたい町、住み続けたい職場が160億円の金を使った結果がこれではと、到底成果があったと認めるわけにはいかないであります。

この決算の認定を認めることは簡単であります。片手を挙げればそれで済みますから。でも、それでは決算の結果を町長は予算編成と財政運営に生かすという行政効果の客観的

判断と今後の改善や反省を促す意義の決算審議のあり方の方が重要であると考えまして、あえて私は反対の意見とさせていただきたいと思っております。

最後に、先にお亡くなりになった東中学校の校歌の作詞をしてくださった阿久悠さんの言葉をかみしめていただきたいと思います。

「何もしなければ道に迷わないけれども、何もしなければ石になってしまいます。」

終わります。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私はこの決算委員会の委員長をさせていただいたわけですが、やはり決算の審査は効果、効率的に行政が執行されたかどうか、また住民福祉がそれによってどう向上したかっていうのは基本的な基準であります。そういう面からすべてのものについて審査をするということで、先ほども触れられ、また委員長報告の冒頭にも申し上げましたように、予定の時間を大幅に延長するというような形で決算審査を終えたわけですが、こういう中で当初から町側が必要なものについては一定の資料は提出をいただいているわけですが、さらに町にとって出しにくい資料は極力出さない、こういうような経過が随所に見られておると思っております。すべてのことについては情報を公開をして、また施政方針にも毎年出てくることですが、議員と連携をして、議会と連携をしてまちづくりを進める、これは基本的には自立のまちづくりを進める上で最も重要なことでもあります。その前提となるのが情報の公開であります。それらが公開提供に徹しておれば、皆さんの知恵を、本当に施政方針による住民の知恵を結集することができると、こういうことが可能になるわけがあります。

さて、そういう面からであります、当初から私はいろいろ精査をしながら施政方針に対する、また執行年度に関係する総括質疑でも、また委員会でも必要なところについてはただしてまいりましたが、それを繰り返そうとは思いませんけれども、それらの立場で実際に行政執行が行われるべきであると、こういうふうに考えます。しかし、それが行われていないのが現状だと思っております。

そして、ここ数年、本当に財政が厳しいということを誇張をして、一方で特別会計における国民健康保険あるいは介護保険、それらに係る、また障害者、高齢者が本当に厳しい、苦しい生活を送っている中で、国民健康保険の保険税あるいは介護保険料を引き上げて対応したのが、この決算年度でございます。耐えがたい負担を強いているわけでありまして。

そして、一方で先ほども行政改革による評価が4億円を超えているという評価をする議員もおりますが、一方において年度当初に一律で住民要望を初め、必要な施策に係る経費などを抑制してきた結果の決算でもあると考えます。

そして、決算審査でも言いましたように、委員会の報告に示しております各担当から決算年度の成果と反省、今後の取り組み等について説明を求めたものに対しましても、財政が厳しい中、暮らしに係る福祉、医療、教育、介護、環境整備等については、住民要望も含めまして抑制してきた決算であることが明確になっております。また、一方で無駄を省くという点では大事な工事請負契約などによる高値落札が常態化している中で、入札、契約のあり方を改善せず無駄遣いを続け、さらには繰出金の中でも見られる皮革前処理場のように二、三社の排水処理に使う経費に1億数千万円の今日でも血税を使っているのが実態であります。

反面、ただいまも申し上げましたような国民皆保険のもとで、ただでさえ税が高い、保険料が高いと、こういう中であえいでいる住

民も多数いるわけですから、これらの軽減にこそ本来回すべきでありますのに、そちらには措置をしない、こういう決算であります。

地方自治体の一番大切な仕事は何回も言いますが、住民福祉の向上であります。暮らしや福祉、医療、教育策の拡充、さらには住民要望にこたえるための財源にそれらのことは回すべきでありますし、住民生活が本当に疲弊しているような状態が続いているわけですから、町の財政に体力をつける前に住民生活にこそ本当の体力をつけることが重点であると考えます。特に、下水道工事の報告でも申し上げましたような舗装復旧工事に全く関係のない下水道管布設の失政によるやり直し工事をつけ込むことは住民を欺く決算であります。無駄遣いでありませぬ。指摘をしなければ、はなからこれらの情報すら提供をしないのが実態でもあると思います。

さらに、先ほども述べられたような入札に参加する資格に係るような問題でも虚偽の書類を持って公共工事に参加をして、本決算年度でもこれらの業者が高値で請け負っており、それが一つは下水道跡復旧工事にもかかわっており、こういうことは断じて許すことができない決算であります。

さらには、特定建設業と一般建設業に係る何回もただしていることでありますけれども、それらの資格を持っていない者に発注をするなどをもってのほかでありますし、うっかりミスでは済まされない問題が内在した決算でもあります。私は、本決算の中で意見書をたくさん読み上げましたけれども、これらの意見というのは今後期待する意見であり、また当然やらなければならない意見であります。これらのことが昨年度、一昨年度営々と議会が言い続けていることであります。これらについて真摯に耳を傾け対応することこそ大事でありますので、これらの意見もなかなか方向としても整理されていないのが本決算であります。自主自立のまちづくり、そのためには情報の開示と本当に住民がここで暮らしてよかったまちづくりこそ大事であります

ので、これらのまちづくりを真摯に、真剣に対応することを求めて、本決算に反対討論といたします。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第5 認定第2号 平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第3号 平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第4号 平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第5号 平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（北川嘉明） 日程第5、認定第2号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8、認定第5号平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査

いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員。

熊谷直行議員 福祉文教常任委員会に付託されました認定第2号から認定第5号までの4議案について審議いたしました。

委員会審査報告書を読み上げまして、報告にかえたいと思います。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第2号。付託年月日、平成19年9月18日。件名、平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年9月19日（水）午前10時から午後4時50分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第3号。付託年月日、平成19年9月18日。件名、平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年9月19日（水）午前10時から午後4時50分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第4号。付託年月日、平成19年9月18日。件

名、平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日、平成19年9月19日（水）午前10時から午後4時50分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第5号。付託年月日、平成19年9月18日。件名、平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年9月19日（水）午前10時から午後4時50分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決しました。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（北川嘉明） 以上で福祉文教常任委員会委員長熊谷直行議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号平成18年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 認定第2号平成18年度兵庫

県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

これは、質疑でも言いましたように、太子町は昨年度に国民健康保険税を大幅に引き上げました。その結果、繰越金が1億2,500万円にもなる大幅黒字の決算になっております。ここ数年、国保加入世帯の平均年収は年々減少する中で、加入者に負担増を押しつけた結果でもあります。この黒字決算は、町が国保の財源について国の負担をもとの45%に戻せという要求や、あるいは皆保険制度の維持、拡充等を十分検討せず、安易に加入者に負担増を求めた結果でもあります。条例改正について、本当に真剣に取り組むべき必要でありますのに、住民の暮らしが支えられてこそその決算でなければなりません。したがって、これらのものについては、黒字分については加入者に還元すべきであります。そして、国保の黒字の内容は、ご案内のとおり、一般会計からの繰出金を大幅に減らしているわけでありますから、1億2,000万円余りの繰越金、さらには繰出金の減、そういうことを考え合わせますと住民負担を厳しくしてきた結果でありますから、より一層還元すべきであることを声を大にして言いたいと思いません。

特に、先ほども少し触れましたが、皮革汚水の処理には同会計の87%を持っていながら、国民健康保険では今年度は7.5%しか持っていないことになるわけであります。このような決算内容では住民は承知ができないのが当然でありますので、この意見を添えまして、本決算に反対討論といたします。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第3号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 認定第3号平成18年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

先ほど、国民健康保険の会計決算でも言いましたので、同じ理由で本決算にも反対をするものでありますが、これらについては保険料あるいは利用料というものの軽減措置に回して、本当に介護保険が介護保険らしく安心して受けられる介護保険制度にすべきであります。しかし、差し引き残高が2,800万円余りをここでも出しているわけでありますから、住民が安心できる介護にすることを求めて反対討論といたします。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を

許します。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(北川嘉明) 挙手多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第4号平成18年度兵庫県太子町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(北川嘉明) 挙手多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第5号平成18年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑

を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(北川嘉明) 挙手全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

~~~~~

日程第9 認定第6号 平成18年度
兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第10 認定第7号 平成18年度
兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第11 認定第8号 平成18年度
兵庫県太子町水道事業会計
決算の認定について

議長(北川嘉明) 日程第9、認定第6号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認定第8号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員。

長谷川原司議員 報告させていただきます

す。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第6号。付託年月日、平成19年9月18日。件名、平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年9月20日（木）午前10時より午後8時20分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は全員賛成により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第7号。付託年月日、平成19年9月18日。件名、平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年9月20日（木）午前10時より午後8時20分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、認定第8号。付託年月日、平成19年9月18日。件名、平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成19年9月20日（木）午前10時より午後8時20分。3、審査経過及び結果、1、審査経過は別紙のとおり。2、審査結果は賛成多数により認定すべきものと決した。

議長（北川嘉明） 以上で経済建設常任委員会委員長長谷川原司議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第6号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

4番上山隆弘議員。

上山隆弘議員 認定第6号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

私は委員会審査では賛成の立場でございましたが、しかしその後の決算委員会において下水道事業の繰出金の審査において、下水の工事について、行政と業者の関係において、同委員会委員からの発言により、また現地の視察を行ったところ工事状態についても正しくチェックを行ったのか疑問がございました。現地の方の声にも不満点がございました。そのような形の工事でよしとしている形を私は見過ごすわけにはいきません。私は認めることができませんので、この認定について反対といたします。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

2番清原良典議員。

清原良典議員 繰出金の中より執行された事業において、不自然、不明朗な内訳が

多く見られ、先ほど一般会計の討論でも申しましたように、決算委員のほとんどが不信を持っておられることは明らかなことであるにもかかわらず、委員会での採択、可決となつたわけではありますが、町民の代表として納得のできない行為と思われる。明確な説明責任ができてない不明朗な現状において納得はできないということで、反対の討論とさせていただきます。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 認定第6号平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論をいたします。

先ほど来、一般会計のところでも報告をし、また一般会計の決算認定でも反対討論いたしました。私は本来こういうものについては下水道特会の方できちんと説明をし、経過も説明をして特別会計の中での出来事として何らかの説明をして、そして審査を終えるってというのが当たり前でありますのに、これらについては十分な説明もしないまま決算委員会ではこれが多数で認定をするというようなことになっておりますけれども、一般会計の繰出金の中でそれらが明確になってきた経緯は極めて残念であると思います。当局側の責任は重大であります。

さらに、この工事でほとんどの工事に絡むことでもあるわけですが、特にこの決算年度の中で見てみましても、先ほど述べました虚偽の書類を作成をして、公共工事への参加資格が問われている者を参加させ、そして太子町の工事を執行したと、こういうことは絶対にあってはならないことでもあります。さらに、その契約額も高値でありますし、これが役場の常識にならないことを求めたいと思います。一般社会では決して通用するものではありません。

さらに、特定建設業、一般建設業についても同様のことでありますので、このことはさきに述べたので繰り返しません。しかし、このことも重大であります。

そして、今回特に問題にしたいのは、先ほど来触れてまいりましたように、責任の所在とその後の処置は今なお明確になっておりません。万々変更を必要とする場合におきましても、変更に係る協議と確認が必要であります。例えば、業者からの伺いの書面がまず提出をされる、その必要性について協議をして、そして庁内においてはさらに検証をしてその変更でよいかどうか整理されるというのが当たり前の話であります。にもかかわらず、これらのことについてはどこが問われたか知りませんが、結果的には最終決裁者の町長までが決裁をする、こういうことになっている決算であると思います。

今、私は工事請負の中で当局が説明するような2分の1ということで、一般的に過失相殺、そういうことも実際には疑問があるし、今も残っております。また、変更金額についてもなお疑問が残っております。

したがって、決算委員会でも指摘をいたしました。相手の業者がこの工事で損害を仮にこうむったとしましても、その損害額を特定した上で、それが町の指示による損害であることを明らかにさせることが必要であると。その損害について町に賠償請求をさせ、町がその必要な場合は地方自治法の243条の2に基づいた措置が必要であったと。しかし、そういう手続をとっていない、今もとらうとしていない、こういうことでもあります。さらには、議会の議決に係る法律上の義務に属するような損害賠償であれば、その額を定めるということが手続であります。それも手続をとらずに工事の中で帳消しにするようなことは住民に対して何と説明ができるか、決してできるものではありません。

このような不明朗な決算の内容になっていること、先に言いました資格を問われる業者が入っていること、さらにそれらが落札率を

高くとっていること、これらの無駄を徹底して省くことこそ、これからの町政にとって大切であると、こういうことをつけ加えまして、この意見を述べて認定第6号の反対討論といたします。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 平成18年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に当たって、反対の意見を述べます。

決算委員会にたまたま出席を私はしておたんですけれども、その質疑の中で工事図面と、それから変更図面を出していただきたいと言いましたところ、そういう図面はないと、何によって指示をするんやということになると口頭やと。打ち合わせしたメモもないんですかと言うたら、メモもないと。これ、恐ろしい話なんです。一般的な民間会社では、およそ考えられんことです。メモも図面も何もなしに指示したというだけで、何百万円の金が動くというのは、本当行政ちゅうのは恐ろしいとこやなと思いました。

ついでに言っときますけど、町民の方が皆さん表をもらったと思うんですけども、税金の納税の金額、200万円ここに以下だと書いてますけど、実際所得はいろんなことがありますからおおよそ300万円ぐらいになるのではないかと推測しますけれども、300万円以下の所得の方が66%です、町民の中で。それが月、それだけの働いて給料をもらって生活しとるとい人がそんだけおるとい現実があるんです。税務課の徴税の人。その方たちが納めた税金があなた方のように何の証拠も残さずに、ただ業者との打ち合わせだけで何百万円という金をやりとりするというのは、実に私はあなた方のやり方は故意にやっとなんやったら犯罪ですわな。だから、そういうシステムをあえて温存しておると言うときま

しょう。でないと犯罪になりますからね。だから、そういうシステムを残して温存しておると。そんな中でぬくぬくと太子町で言えば町民の本当に中クラス以上の給料をもらって仕事をしとるあなた方のやるべきことかなと。情けないような思いがします。そういう思いを込めてこの決算については、私は認定することが絶対にできないと思います。

以上です。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 まず、認定第6号の件について、反対討論をいたします。

この委員長報告の中に全員賛成で認定すべきものという報告がありますが、この採決には私は加わっておりませんので、残られた方の全員の賛成ですので誤解のないように申し添えておきます。

まず、反対の意見ですが、いろいろと審査等を議員になりましてから、この7月、8月、総務委員会、経済建設委員会等の中でいろいろと審査してきました中で、8月の議会だったかな、この下水道の下請云々の契約書を総務委員会を出してきました。そのときに、余りにもずさん、契約年月日も入っていない中の契約書に町長までの印鑑があります。その契約書をその委員会に提出をする、またしたらこんなこと言われるやろうということですが、そのときに提出したときに、議事録見ていただいたら分かりますが、財政課長が出してきました。それだったらそのときに一言つけ加えて、この日に抜けてますけれど、こういう不備な契約書ですと申し添えて出せばええものをそのまま出してくるということ自体、その印鑑、町長までの8名ぐらいだったかな、印鑑を押してるということは完全に判であるという証拠があります。よって、その事業そのものにいろいろと審査の経

過、判的なものを多々見受けられるわけです。

先ほど来より、反対討論の中でそうだなという点もありますので、二重の討論はしませんが、そういう不明朗な点が多々あることによって、反対の討論といたします。

(「議長」「よろしいですか」の声あり)

議長(北川嘉明) 賛成ないんですか。賛成の声……。

(「いやいや、動議かなと思ったから、賛成」の声あり)

議長(北川嘉明) ただいま上田議員外1名から議事運営についての動議が出てますので、その動議の内容をまずお聞きしたいと思います。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 ただいま嶋澤議員の発言の中で という話を、差別用語が出ましたので、これは私は削除していただきたいと思えます。

以上です。

議長(北川嘉明) 今、上田富夫議員から先ほどの嶋澤達也議員の発言に対する差別用語があったとの指摘がありました。この件について嶋澤議員に弁明をしていただきたいと思えます。

9番嶋澤達也議員。

嶋澤達也議員 ただいまご指摘いただきましたこと、非常に申しわけなく思っております。私の説明と言葉足らずともう少し表現の仕方を考えて発言をしてよかったのを、ただ昔からの私のずさんな性格上、そういう発言しましたことまことに申しわけなく、今後には十分気をつけたいと思えますので、お許し願いたいと思えます。よろしく願いいたします。

その件については、削除お願いいたします。

議長(北川嘉明) 9番嶋澤達也議員の申し出のとおり、先ほどの発言については会議録から削除いたします。

原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手少数)

議長(北川嘉明) 挙手少数です。したがって、認定第6号は認定しないことに決定しました。

次、上程中の認定第7号平成18年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北川嘉明) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

12番上田富夫議員。

上田富夫議員 平成18年度兵庫県太子町前処理場特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

皆さんのお手許にありますように、審査経過の中で質疑を行っておると思うんですけど、ほとんどが明確な答弁がございません。さらに、言いたいの、私はずっとこれ何十年前から言っただけですけども、町長が変わられた。一応合併をするということで大筋の意見が決まっただけなんです。私ももとも合併は反対だったんです。合併することで大変やなと思えば、町長のある種、私は英断だと今でも思っただけですけども、合併せんと独立の道を選ぶと、大変な決断をされたなと、そのときは大いに尊敬し

たわけなんです、だからこの前処理場についても英断をされるのかなと。また、それぐらいなことをやると太子町の将来はなかなか難しいぞとっておったんですけども、久方ぶりにここへ来てみますと、何ということない以前のとおりと、何にも変わっていないと、金額が少し減ったという程度なんです。非常に落胆しておるわけなんですけれども、さらに情報を何で開示をせんのかなと。ここだけやないんです。こういう特別会計、独立採算でやらないかところの会計というのは非常に情報開示しないんです。下水道ももちろんそうですわね。それから、水道も言やそうなんです。だから、資料を出してくださいよと言っても出てっいたらいつでも1部なんです。この前処理場の会計もそうなんです。1部しか出てこない、下水もそうなんです、水道もそうなんです。ついでに水道のことも触れておきますけど、材料のミルシートを出してくださいよというたら1部だけ出とんです。こないだ調査に行ったら全然役場が提出したミルシートにない材料がいっぱい使われておると。そんなふざけた話あるかと。だから、何で隠すのかなと。私は、この前処理場でももっととどろんどろんどろ資料を出してオープンにして、ほんで議員みんな考えてどれがいい解決方法があるんだという英知の結集というんか知らんけども、そういうことが全然行われんと、ある種資料を提出とかというたら隠して隠して隠し通すというような体質がもう我慢ならんです。したがって、この審査の内容でも私はこれで何にもこの前処理場のことは浮かんでこないんです。解決とか解決する以前に中身は何にも分かってないんです、この委員会。だから、そんな中で残念ながら認定するわけにはいかないので反対といたします。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は、毎度言うところわけですけれども、この施設に係る費用は一定は出していただいておりますけれども、本当に建設から今日に至るまでの総経費、さらにはその後の負担をしている内容について、同和対策でやったというようなことを説明しておりますが、実質はこれが公共下水道でやるところに重大な問題があることを間違っただけではない。それは県と町、両方の当局の基本的な責任において進めてきたことありますから、こういうことになっていることについては私も承知をしておりますが、それは許されないことであると。

早く精算をしないといけないにもかかわらず、今日までずるずると血税をつぎ込み続けておると、これを放置するわけにはいきませんし、住民にとってはこの1億数千万円、時には2億円も超えたことがしょっちゅうあるわけですから、これらの財源が充当されておれば水道も国保もみんなそんなに心配要らないことになるわけであり。無駄遣いの象徴みたいなものです。特に、二、三社の排水処理のためにこれらの財源を血税をつぎ込むことは絶対に許されませんので、そのことを再度言うておきますことと、先ほどもありましたようにこの施設は基本的には排水、揖保川、あるいは瀬戸内の汚濁防止法、そういうものをクリアできるような形をとればすぐできること。さらには前々処理場をつくって業者に対応させると言うても対応させない、その結果であるということは行政がすべき仕事をしない、それを住民の税金で賄うなどはさらに許されないことになりますので、この意見を添えまして本決算に反対といたします。

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次、上程中の認定第8号平成18年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は審査報告を見せてもらって、特に非常に関心を持っていたことについて上水施設をつくったそれらの経過に係ることが触れられておりますけれども、最後に上田委員が討論をされております。そのとおりだと思います。ずさんであるということ、さらには情報もそれだけ提供されていないということを含めて決算認定に反対という討論が明記されておりますけれども、私も同感であります。

さらに、この中でも一部触れられてる他のところでもあるわけではありますが、不明水、いわゆる無収水量の取り扱いによって決算はどうにでも変わってくる、もともと予定の貸借対照表をつくってその年度が終わったとき

にどういう貸借対照表になっていくか、こういうことが決算の基本的な見どころにするわけではありますが、予定と乖離した決算になってくる、その要因が工場用等の見込み違い、結局見込み違いってということ、その見込み違いの責任を住民に押しつけるような決算であってはならないし、会計であってはならない。このことを申し上げまして、本決算の認定に反対であります。

議長（北川嘉明） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北川嘉明） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（北川嘉明） 挙手多数です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

~~~~~

## 日程第12 議員派遣について

議長（北川嘉明） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、会議規則第121条第1項の規定によって、お手許に配りました議案のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。  
したがって、議員の派遣については、お手許に配りました議案のとおり派遣することに決定しました。

~~~~~

日程第13 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

議長（北川嘉明） 日程第13、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手許に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。また、議会広報編集委員長から太子町議会広報の発行に関する条例によって、閉会中の活動の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成19年第4回太子町議会定例会（第409回町議会）を閉会します。

（閉会 午後2時11分）

~~~~~

議長あいさつ

議長（北川嘉明） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る9月3日の招集以来、本日まで33日間でしたが、この間議員各位には、一般会計、特別会計、企業会計などの決算認定を初め、条例の改正、各会計の補正予算、人事案件など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心にご審議を賜り、本日こ

こに閉会の運びに至りましたことは、町政伸展のため、まことにご同慶にたえません。ここに議員各位のご精励に対し深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

特に、一般会計決算委員会の委員各位には長時間にわたり精力的にご審議を賜りましたご苦勞に対しまして、重ねて深甚なる敬意と謝意をあらわす次第でございます。

また、町長を初め、町当局各位の議会審議に寄せられましたご協力に謝意を表するとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むものであります。

いよいよ秋も深まり、さわやかな季節となってまいりましたが、議員各位にはこの上とも健康に留意されまして、町勢発展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げ、まことに簡単、措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘） 平成19年第4回太子町議会定例会（第409回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月3日に開会されました今期定例町議会におきまして、同意、承認案件を初めとする各重要案件につきまして慎重なるご審議を賜りましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

さらに、ご審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導等につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいる所存であります。

木々の葉も日ごとに秋の色が濃くなり、一年じゅうで最高の好季節を迎えました。議員各位におかれましては、ご健康にご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご活躍

を賜りますようお願い申し上げます、定例町議会の閉会に当たりますのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 北 川 嘉 明

署名 議員 服 部 千 秋

署名 議員 長 谷 川 原 司